

快適トイレ普及促進工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）の普及を図るために実施する快適トイレ普及促進工事（以下「快適トイレ促進工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 原則、水戸市が発注する全ての工事を、快適トイレ促進工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 予定価格が1億5,000万円以上、又は4,000万円未満の工事
- (2) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (3) その他、快適トイレ促進工事に適しないと発注者が判断する工事（工場製作等の屋内作業が主となる工事等）

2 営繕工事（建築、電気設備及び機械設備）等、現場内に分割発注した複数工事がある場合の対象工事は、一工事を原則とし、受発注者協議により決定する。

(快適トイレの仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち、次の第1号及び第2号に示す項目を全て満たす仮設トイレとする（第3号については推奨する仕様であり、任意とする）。なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様（必須）

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き及びタンク式を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備（電池式等を含む）
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品（必須）

- ①現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ②入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ③サニタリーボックス
- ④鏡と手洗器
- ⑤便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品（任意）

- ①室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- ②擬音装置（機能を含む）
- ③着替え台
- ④臭気対策機能の多重化
- ⑤室内温度の調整が可能な設備（窓、空調設備等）
- ⑥小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(実施手続等)

第4条 発注者は、快適トイレ促進工事である旨を特記仕様書に記載するものとする。

2 受注者は、快適トイレの設置について、施工計画書の作成前に、書面により監督員と協議を行うことを基本とする。なお、受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）を協議の書面に添付するものとし、監督員は、第3条の仕様を満たすことを快適トイレチェックシート（様式第1号）により確認するものとする。

3 受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合

(1) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、現場で実際に設置された快適トイレを現場にて快適トイレチェックシート（様式第1号）により改めて確認するものとする。

(3) 監督員は、快適トイレの費用を、設計変更時に計上するものとする（詳細は第5条による）。

4 受注者が、手配が困難等の理由により快適トイレの設置を希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(積算)

第5条 快適トイレの費用については、当初設計では計上しないものとする。

2 契約後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を以下により計上（設計変更）するものとする。

(1) 受注者は、第3条第1号及び第2号の仕様を満たす快適トイレを設置した期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料を監督員に提出するものとする。

(2) 快適トイレの費用算出にあたっては茨城県土木部発行の土木工事等建設資材単価表に基づく費用と従来型トイレ（10,000円／基・月）との差額について、51,000円／基・月を上限に共通仮設費（項目は一般土木工事等が営繕費、営繕工事が仮設建物費）に積上計上する。

(3) 設計変更の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつ、2基とする。

(4) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費（率）に含まれるものとし、同項第2号の差額の対象としない。

(5) 計上の対象とする期間は、快適トイレを設置した期間とし、最小単位は日とする。1か月未満の端日数分については、1か月を30日として日割り計算した額（小数点以下を切り捨てし整数止め）により費用を計上する。

(6) 「施工箇所が点在する工事の積算」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、個々の施工箇所での費用を計上できるものとする。

(7) 一般土木工事等において、快適トイレを3基以上設置する場合（前号を除く）や同項第2号の上限額を超過した費用がある場合は、現場環境改善の実施の対象（項目は営繕関係）とすることができる。

(その他)

第6条 快適トイレ促進工事を通じ実施された取組について、工事成績評定の評価（加点）は行わないものとする。

2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日以後入札公告等する工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以後入札公告等する工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年10月 1 日以後入札公告等する工事から適用する。

○特記仕様書記載例

第〇条快適トイレの設置

- 1 本工事は、「快適トイレ普及促進工事試行要領」（以下「要領」という。）に基づく快適トイレ普及促進工事である。
- 2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の（１）及び（２）の仕様全てを満たす仮設トイレを１基（男女が現場で働く場合は、男女別で各１基）設置するものとする。なお、（３）の仕様については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。
 - （１）快適トイレに求める標準仕様【必須】
 - ①洋式便器
 - ②水洗及び簡易水洗（し尿処理装置付き及びタンク式を含む）
 - ③臭い逆流防止機能
 - ④容易に開かない施錠機能
 - ⑤照明設備（電池式等を含む）
 - ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg以上とする）
 - （２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
 - ①現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ②入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ③サニタリーボックス
 - ④鏡と手洗器
 - ⑤便座除菌クリーナー等の衛生用品
 - （３）推奨する仕様、付属品【任意】
 - ①室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
 - ②擬音装置（機能を含む）
 - ③着替え台
 - ④臭気対策機能の多重化
 - ⑤室内温度の調整が可能な設備（窓、空調設備等）
 - ⑥小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- 3 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第２項の（１）及び（２）の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。
- 4 快適トイレの設置に要する費用（初期費、リース料）については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更する。なお、受注者は、設計変更のための資料として、第２項の（１）及び（２）の仕様を満たす快適トイレを設置した期間の分かる工事日誌等の設計変更に必要な内容を確認できる資料を監督員に提出するものとする。
- 5 その他詳細については、要領を参照すること。

○受注者から協議を受ける際に想定される協議文（例）

（例１）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・本工事において、快適トイレの設置を希望します。
- ・男性、女性の労働者が現場に入るため、男女別で１基ずつ設置します。
- ・設置を予定する快適トイレのカタログを添付します。

（例２）

特記仕様書第○条に基づき、下記のとおり協議します。

- ・仕様を満たす快適トイレの手配ができないため、設置を希望しません。

○その他留意点

- ①ハウス型等，男女別トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合，入口が男女別となっているものに限り，１ハウスで102,000円／基・月を上限に計上可能。
- ②快適トイレの設置を希望しないことのみをもってして，工事成績の減点等の不利益措置は講じないこと。